

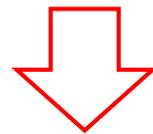
都市計画法第53条

都市計画道路などの都市計画施設区域内的の建築許可

許可基準

- 2階建て以下、地階が無いこと。
- 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造

整備の際、建物の補償費を抑えて円滑な事業を行うため
建物の構造に制限をかけるもの。



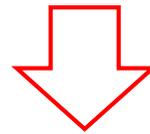
これまで、未整備区域に土地をお持ちの皆様にご協力いただき
てきましたが、今回の変更により建築制限がなくなります。

平成21年度より

都市計画施設予定地補正

固定資産税の減価補正

土地の面積の割合に応じて3%から10%



都市計画変更後の土地の評価替えから適用無し
次回の評価替えは令和6年度

市街化区域の土地

都市計画税が課税される

(都市計画事業や土地区画整理事業の費用となる)

しかし、市街化区域と市街化調整区域にまたがる土地では、
課税状況が土地ごとに異なる

今回の案件では、市街化区域・市街化調整区域をまたぐ土地が多く、
都市計画税の取り扱いを一概に説明できない

問合せは、個別に**市税務課**へ